

施設サービスの整備の方向性について (第10期に向けて)

○本策定委員会では、あきる野市介護保険推進委員会の報告書等に基づき、引き続き、施設サービスの方向性について検討していきます。

地域包括ケアシステムの実現・深化に向けた支援体制の整備（全体像）

市町村介護保険事業計画 （需要量の算定等）

- ・ 区域（日常生活圏域）の設定
- ・ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ・ 各年度における必要定員総数（地域密着に限る）
- ・ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・ **介護サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計（全ての市町村で実施）**
- ・ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ・ その他の事項

調整



都道府県介護保険事業支援計画 （基盤整備）

- ・ 区域（老人福祉圏域）の設定
- ・ 市町村の計画を踏まえた、介護サービス量の見込み（区域毎）
- ・ 各年度における必要定員総数（区域毎）
- ・ **市町村の計画を踏まえた、介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計（多くの都道府県で実施）**
- ・ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- ・ その他の事項



新たに計画への位置付け

- ・ **市町村に加えて、都道府県においても2040年に向けた中長期的な推計を実施**
⇒ 都道府県と市町村が共通の課題認識をもつ

- ・ **中長期的な推計を踏まえ、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について都道府県・市町村及び関係者間で議論**

⇒ 中山間・人口減少地域対応、高齢者向け住まいなど、**中長期的な推計を踏まえた地域課題への対応**

⇒ 医療介護連携、人材確保・生産性向上など、市町村を越えた広域的な議論が必要な課題については、**圏域単位等での議論も実施**

地域の類型の考え方

介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）（抜粋）

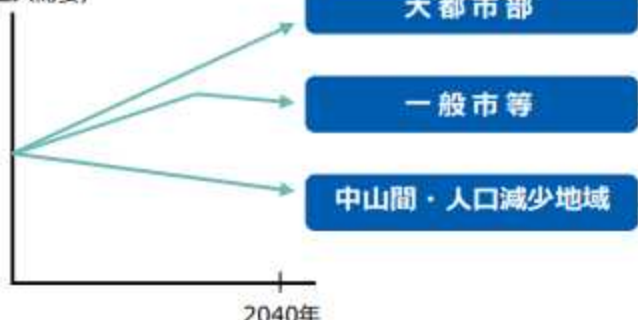
（地域の類型の考え方）

- 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給状況や個々のニーズ等と併せて、今後の2040年を見据えた対応も踏まえつつ、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスに着目して、**それぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが必要**である。地域の類型の区分の考え方については、第10期介護保険事業計画期間に向けた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）において示すことが必要である。

（中山間・人口減少地域）

- 「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、**利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、住民の理解の下、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要がある**。その際、当該枠組みが必要である地域に限定した対応とするため、**対象となる地域を特定することが適当である**。
- 対象地域の範囲は、**特別地域加算の対象地域を基本**としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、**高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方など**、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、**社会保障審議会介護給付費分科会（以下「介護給付費分科会」という。）**等で議論を行い、**国において一定の基準を示すことが必要**である。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、**市町村内の一部エリアを特定することも可能とすることが適当である**。
- 対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、**市町村の意向を確認し、都道府県が決定することが適当である**。

高齢者人口
(サービス需要)



- ・ 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域。増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要。
- ・ 多様なニーズに対応した多様なサービスを提供するとともに、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤を整備することが重要。
- ・ 高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域。既に、中山間や人口減少エリアを抱えている地域もあると考えられる。
- ・ 近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要。
- ・ 高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域。利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図る必要。
- ・ 住民の理解のもと、サービス提供の維持・確保を前提として、柔軟な対応を講じていくことが必要。

あきる野市の人口の見通し

2020年

■ 男性 ■ 女性

2050年

■ 男性 ■ 女性

後期高齢者

12,838人

5,723人増

18,561人

前期高齢者

10,954人

1,594人減

9,360人

(%) 5 4 3 2 1 0 0 1 2 3 4 5

(%) 5 4 3 2 1 0 0 1 2 3 4 5

老年人口（65歳以上）：23,792人（30.01%）

生産年齢人口（15歳～64歳）：43,149人（54.42%）

年少人口（0歳～14歳）：9,235人（11.65%）

4,129人増

老年人口（65歳以上）：27,921人（42.01%）

生産年齢人口（15歳～64歳）：32,290人（48.59%）

年少人口（0歳～14歳）：6,244人（9.4%）

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

★施設サービスについて

(あきる野市介護保険推進委員会報告書の抜粋)

〔施設サービスの方向性（取りまとめ）〕

○施設サービスについては、現在の整備状況や利用状況の状況からは、施設サービスの種別を問わず、直ちに整備する必要性はないと判断する。

1 施設サービスについて(整備状況)

施設サービスの整備一覧（令和8年4月1日現在）

			R8年度 2026年度
①	介護老人福祉施設 （大規模特別養護老人ホーム）	か所数	13
		定員数	1,320
②	介護老人保健施設	か所数	3
		定員数	301
③	介護医療院	か所数	—
		定員数	—
④	特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム）	か所数	3
		定員数	102
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	か所数	2
		定員数	94
	住宅型有料老人ホーム	か所数	2
		定員数	28
	サービス付き高齢者向け住宅	か所数	2
		定員数	56

施設・居住系サービス利用者数の推計(第9期計画の抜粋)

利用者数 (人／月)		第8期			第9期			推計	
		実績		見込み	推計				
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	介護老人福祉施設	530	532	523	561	570	589	639	639
	介護老人保健施設	315	317	324	331	341	365	380	389
	介護医療院	40	43	45	46	46	47	55	57
	(介護予防)特定施設入居者生活介護	91	99	109	114	120	123	134	135

※令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※令和5(2023)年度以降は、市の推計による。

※第10期に向けては、改めて推計する。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況(令和7年度)に関する調査結果について

(東京都)

	令和元年4月1日	令和4年4月1日	令和7年4月1日	前回比
入所申込者数	29,126人	23,694人	20,650人	▲3,044人
↳ うち要介護3以上	25,811人	21,495人	18,776人	▲2,719人
↳ ↳ うち在宅・要介護3以上	10,935人	10,029人	8,520人	▲1,509人

※東京都のプレス発表資料を基に作成している。

(あきる野市)

	令和元年4月1日	令和4年4月1日	令和7年4月1日	前回比
入所申込者数	77人	38人	59人	+21人
↳ うち要介護3以上	69人	38人	54人	+16人
↳ ↳ うち在宅・要介護3以上	26人	19人	21人	+2人

施設サービスに関する方向性(案)のまとめ

【策定委員会の方向性（案）】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院については、直ちに、整備をする必要はなく、原則、新たな整備は行わない。

特定施設(有料老人ホーム等)についても、原則、新たな整備は行わない。